

議案第268号

都市公園の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

令和3年12月16日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、都市公園の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定する必要があるので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

都市公園の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

都市公園の管理のかしに基づく損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
福岡市中央区 [REDACTED] [REDACTED]	275,000円

2 事件の概要

令和3年6月10日午前10時45分頃、相手方 [REDACTED] 氏から通報があったため調査を行ったところ、市内城南区田島四丁目地内の田島公園内の樹木の根が、同公園に隣接する相手方所有のアパートの敷地に侵入したため、当該アパートの塀及びコンクリート舗装が破損して損害が生じたことが判明したものである。